

月刊

地域 と 人権

全国地域人権運動総連合

全国人権連のホームページ
<http://zjr.sakura.ne.jp/>



2018/10 No.414

ISSN 1349-4481 1984年4月20日第3種郵便物認可
2018年10月5日発行(毎月1回5日発行 通巻414号No.172)



特集 全国人権連 第8回定期大会(下)

代議員討論とまとめ

全国地域人権運動総連合 規約

月刊「地域と人権」(解放の道改題) 2018年10月号 (No.172通巻414号) 毎月5日発行 1984年4月20日 第三種郵便物認可

「部落」差別はまだ厳しい? ほんとにそうでしょうか!?

ここまできた 部落問題の解決

—「部落差別解消推進法」は何が問題か—

部落問題研究所 編 A5判 164頁 定価 1400円+税

- 第1部 部落問題解決の道程
第1章 体験的に見た部落問題解決の道程
第2部 部落問題の解決はどこまで進んだか
第2章 社会調査から見た部落問題の解決過程
第3章 広島市福島町における解決過程をどう見るか
第4章 滋賀県・日野町における部落問題の解決過程
第5章 和歌山県・白浜町における部落問題の解決過程
第3部 「部落差別解消推進法」の批判
第6章 憲法からみた「部落差別解消推進法」の問題点
第7章 部落問題解決の到達点と「部落差別解消推進法」の問題点
第8章 「部落差別解消推進法」をめぐる状況と運動課題
資料 部落差別の解消の推進に関する法律

部落問題の解決過程の
道筋を解明し、「部落差
別解消推進法」の矛盾

や問題点
を明らかに
にする!

図書館、学校、
研究機関・自治体関係
必携

部落問題解決過程の研究 全5巻

多くの分野の研究者が結
集し、部落問題の解決過程をめ
ぐる動向を、日本社会の構造変
化に視点をおいて科学的に分
析、解明する。政府・自治
体関係・研究機関に携わる
方、研究者・大学院生・学
生の方、部落解放運動や社
会・労働・宗教・文化運動
関係の方、法曹関係の方も
ぜひご覧いただきたい。

部落問題研究所 編



- 第1巻 〈歴史篇〉
第2巻 〈教育篇/思想文化篇〉
第3巻 〈現状・理論篇/資料篇Ⅰ〉
第4巻 〈資料篇Ⅱ〉
第5巻 〈年表篇〉

全5巻セット価格 44,000円+税

分売価格

第1~4巻 各 8,000円+税 (A5判 平均430頁)
第5巻 12,000円+税 (A5判 660頁)

<http://www.burakken.jp>

部落問題研究所

〒606-8691 京都市左京区高野西開町 34-11

Tel. 075-721-6108 FAX 075-701-2723

E-mail: burakken@smile.ocn.ne.jp

月刊「地域と人権」 解放の道改題 (No.172通巻414号)

1984年4月20日第3種郵便物認可 天王寺郵便局 許可番号9/月刊 毎月5日発行

発行所 東京都荒川区南千住2-16-6 全国地域人権運動総連合 ☎ 03 (5615) 3395

年間購読料5016円(送料共) 郵便振替 00190-7-371125

部落問題解決への 理論的軌跡



丹波 正史 著

(全国地域人権運動総連合代表委員)

部落解放運動の分裂とその後
の理論・政策活動の展開を歴
史的に辿りながら、著者は
「部落問題原論」を意図して
論を展開する。

A 5 判232頁

定価 (本体2,200円+税)

もくじ No.414

地域と人権
OCTOBER 2018

特集 全国人権連 第8回定期大会(下)

代議員討論とまとめ 1

全国地域人権運動総連合 規約23

所感 雑感

「今月の 表紙」

晩夏の大内宿(福島県)

表紙の写真は福島県南会津地方にある旧宿場・大内宿(おおうちじゅく)の晩夏の風景である。江戸時代には会津西街道(別称下野街道)の「半農半宿」の宿場であり、現在は重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

大内宿は南会津の山中にあり、写真のように全長約450mの旧街道沿いの両側に寄棟造りの民家が建ち並び、ソバや民芸品などを販売している。

場所が奥羽山脈の1000m級の山々に囲まれた小規模な盆地にあるため、気候は日本海側気候に属し、夏はフェーン現象で暑くなり冬は豪雪となる。(神沢)



「岐阜市内の病院で80代入院患者5人が熱中症の疑いで死亡した。全国でも厳しい酷暑に見舞われる同市中心街で、患者はエアコンの故障のため7夜連続の熱帯夜を、3〜4人部屋に急きよ扇風機1台を置いた病室に居続けた。当直体制と合わせ、病院の対応が適切だったかが焦点となる」と8月28日に報道があった。「病院は4階建てで、2〜4階に療養病床119床がある内科病院。移動などで介助が必要な高齢者の治療を行う『老人医療』を専門とし、当時は約50人が入院していた。ホームページで藤掛院長は『本院が終(つい)のすみかとなれる事が多く、患者様の快適性を追求して日々改善して運営しております』と記している」。

認知症3年目のとき母親は「クーラーや扇風機の風が痛い」といい、真夏に25度の「温風」をかけていた。脂肪や筋肉が落ちて「痛い」のだった。岐阜の病院は月10万円以上高齢者の面倒をみていたという報道もあった。長期入院障害で寝たきり等になるが、高額な有料施設を考えたら、金銭的精神的にも「助かる」病院なのだろう。「老化」は治らないのだが。この国の貧しさは反映している。(新井)

9月6日午前3時8分頃に発生した震度7の北海道地震。7日時点で死者16人、安否不明26人、けが人も300人以上という犠牲を出した。今なお続く余震のなかで再度6強クラスの揺れも懸念される。阪神淡路大震災あたりから日本列島は何度も大きな地震や豪雨災害にみまわれている。「想定外」「よもやこんなことが」という言葉が何度も繰り返される。

日本列島は、3つのプレートの境界線上にある。全体が火山列島といってもよい。しかも近年「豪雨」被害も頻発している。そんな中でも安倍内閣は、軍事費を増大させ続けている。無駄な軍事費を各地の災害復旧や社会保障など国民の幸福追求と財産の保全にまわさない安倍内閣・与党の本質がみてとれるところ。(吉岡)

「コスタリカの奇跡」というドキュメンタリー映画を観る機会があった。コスタリカは昨年の核兵器禁止条約の交渉会議で議長を務めたエレイン・ホワイット氏の出身国でもある。1948年の大統領選挙での不正から内戦が勃発し、約4000人が亡くなった。内戦で勝利した反乱軍のホセ・フィゲレス氏が率いる政府評議会が軍備の放棄を宣言し、翌1949年11月に制定された憲法に軍隊の禁止が明記された。

アメリカの干渉にも屈せず、70年にわたり平和国家としての立場を貫いている。軍事費に使っていた予算は教育や社会福祉に回し、幼稚園から大学まで教育費は無料、給食費や医療費も無償だという。同じ軍隊を持たないとうたっている日本とは大きな違いである。安倍総理をはじめとする与党の国会議員に是非ともこのDVDを観て、ノーベル平和賞を受賞したコスタリカという国の姿勢を学んでほしいと思う。(清水)

特集

全国人権連 第8回定期大会(下)

2018年6月23・24日
大分県別府国際コンベンションセンター

全国人権連
主催

代議員討論とまとめ

①大分県連 用松律夫

皆さん、こんにちは。大分県宇佐市県連事務局長兼市議会議員の用松です。ようこそ別府においでいただき、心から歓迎のご挨拶を申し上げます。

私は宇佐市における同和行政の終結をめざすたたかいと人権と表現の自由を守るたたかいについて報告します。

まず同和問題では、6月議会で同和行政の逆流を許さず、終結をめざす立場からいくつかの論戦を行いました。第一は全国で豊後大野市に続き、議会にも全く報告せずに同和对策課から人権啓発部落差別解消推進課というふうに変えたわけです。その点について課名変更は「宇佐

市には封建的な残滓がもつともたまっている」ということを内外に宣言するものだというところで厳しく批判しました。

ところが課長は「宇佐市には差別はありません。日本という国にあります」という、苦肉に満ちた答弁に終始しました。私は、「このねらいの本質はどこにあるのか。解同の利権の復活と拡大、そして政治的には二階派議員を増やすためには先の参議院選挙で解同が推したただ一人の自民党の候補が和歌山の鶴保氏であります。鶴保氏を通すために結託してこれを成立させた。このことを認識してほしいと求めました。」

第二点は附帯決議を欠落させた部落解

放推進法のこのチラシです。これは3万枚全戸に配布しました。一番ひどいのは「無関心も差別です」というふうに記載し、一方では市役所の広告塔になんと書いてあるか、「意識するあなたのその目がもう差別」と。一方では意識するな、一方では意識せよ、こういう論理が成り立つかということで厳しく批判をしたところ、まともに答えず「差別は無関心もつながる」と強弁しました。

チラシには「差別される側に立つて」とあり、前提として市民には「差別する側とされる側があるのだ。だから差別される側に立ちなさい」という、朝田善之助氏が唱えた部落排外主義そのものの論理展開になっているわけです。そこで私が「差別される側とはどこの側なのか、誰のことか」と質問すると、「特定の地域や特定の集団はありません」とまったくくはぐらかしの答弁に終始したわけで

す。

三つめにはチラシに事例1から事例4として、「結婚、就職等における差別や落書き、身元の調査、えせ同和行為」というふうに書いている。「どのような差別が宇佐市で発生しているか」という問いに対して、「宇佐市にはそうした差別はありません。全国的な事例を紹介しただけです」という回答でまったく答弁にはなっていない。

四つめは附帯決議に明記された過去の民間運動団体の言動について改めて認識を問いました。八鹿高校事件については、「かつて用松議員が議会で取り上げた団体です」というだけで、まったく内容も団体の名前も言わない。私は八鹿高校事件だけではなく、私の恩師が自殺した「大分県立三重高等学校、三菱鉱業セメント荏田工場の副工場長の自殺、広島で16人以上の教育関係者の自殺、小郡市立中学校校長の自殺」等、一連の自殺事件全部取り上げて、「これが実態だ」と指摘しました。

ウィキペディアでも未だに解同自身がこの八鹿高校事件の非を認めていないと記載されていることも指摘しました。また解同新聞には「糾弾闘争は組織と運動

の生命線だ」ということを書いていることを厳しく指摘しました。最後に埼玉県下の自治体で同和行政を廃止したことに対し解同が行政を提訴した裁判で、解同の敗訴が最高裁で確定したことやその内容を指摘しました。

次に民主主義と人権を守る課題についてですが、まず今回、発言の禁止と議事録からの削除の中止を求める請願署名に全国34の都道府県の方々から4000筆をこえる賛同をいただいたことに心からお礼を申し上げます。

削除された部分は267億という巨額ごみ処理施設建設をめぐり日立造船と荏原環境プラントが厳しい受注競争をしている最中、荏原環境プラントが入札直前に突然辞退したことで、荏原グループとJVを構成して入札を準備していたM建設の社長が「不合理であり、入札の執行停止と再広告」を求め、暴力団介入や官製談合の疑惑、一社入札の強行、さらには副管理者である佐々木豊後高田市長の反対を押し切って強行的な提案など、一連の不正を追及した部分です。私の発言が「不穏当だ、市長の気分を害した。議会の品位を汚した」ということで、資料にあるように1200字をそっくりその

まま削除しました。前代未聞の暴挙であります。しかもこの削除したことに対し「議会の自殺行為だ」「議長の職権乱用だ」「暴挙だ」という言葉が議長の気分を害したということで削除されました。

引き続き、言論の自由と議会制民主主義を守る闘いとともに、同和行政の廃止に向け、地域人権連のかかざる方針を実践するために全力をあげてまいります。

最後に議案についてひと言申し上げます。いわゆる優生保護法で大分県では強制不妊手術をされた方が600人います。この問題も非常に重要な課題であることを申し上げて私の発言を終わります。

②岡山県連 村上雅彦

村上です。岡山の報告をいたします。

2016年12月に成立した「部落差別の解消の推進に関する法律、(部落差別固定化法)」ですが、この法律はこれまで人権連の組織としての見解を述べてきましたが、まったく時代錯誤であり、部落問題に新たな障壁をつくり出す以外、なものでもありません。

私たちは長い、長い運動のたたかいの中で、きびしい差別から解放されると

ともに、やつとそういう意味では部落民から解放され、一般国民としての自覚をもつに至ったわけです。このことは一言では言い尽くせない諸先輩方が厳しい差別の中で、今日を迎えたわけです。しかし、この法律の中には部落差別を解消するためとして教育や啓発、また施策を実施するために自治体として実態調査が明記されており、まったく部落問題解決の現状が反映されていません。

この法案が国会に上程された2016年5月以降に岡山では全国の仲間と連携し、個人や団体名での廃案要請ハガキは600通を超えました。また議員に対する要請、ファックスは相手側の器械が悲鳴をあげるほど取り組みました。また、反対署名にも全力をあげました。

こうしたこと以外にも岡山県内のすべての国会議員の事務所を訪問し、主には秘書の対応でしたが、懇談の中でこの法律の問題点、廃案以外にないことを説明する中で、一定の理解と共感を得ることができました。

この問題を私ども県連の機関紙『地域と人権』の中で市民に知らせていったことで、岡山県内の民主団体、個人からも「とんでもない法律が出てものだ」「せ

つかくここまで問題解決した現状が逆流である」「民主主義を守るためにも絶対に許されない」などという多くの声が聞こえてくるようになりました。

そこで県連はこの問題の取り組みを運動方針の実践として、役員会や定例総会の中で中央の新井直樹事務局長や仁比聡平参議院議員の参考人質疑、国会質問などをビデオで、問題点の学習を繰り返して行いました。その一方、県連機関紙の中で、県内の民主団体、労働組合、著名人、個人から「部落差別固定化を考えると」というテーマで10回にわたり告発キャンペーンを掲載してまいりました。

この法律が成立したあとは、岡山県内には28市町村自治体がありますが、この自治体に対し、今日の大会までに県と7市2町で話し合い・懇談を実施しました。この話し合いには自治体から首長、議長、教育長の三者が出てくるところも多くありました。

話し合いでは新法のもつ問題点や、法律の成立時に異例ともいえる附帯決議がつけられた内情などを説明し、法律の撤廃を県や国に要請することを求めました。これに対して行政からは部落問題の現状についてはほぼすべての自治体が基

本的には解決しているという認識を示しました。また、「新法や実態調査についても国から具体的な指示はなく、正直困惑をしている。また法的には同和地区とか、同和関係者は存在しないと認識している」という意見が多く自治体から寄せられました。この問題では自治体とともに課題を共有することができないのではないかと考えています。

現在、自治体に対しては国からほとんど具体的な指示はない中、岡山県連としてはこのように自治体との話し合うほど問題点が共有でき、共同でたたかっているという確信をもちました。まだ28市町村のうち10か所です。まだですが、これから残っている自治体とも話し合いを進めていきたいと考えております。

部落問題は私たちだけではなく、市民意識からはどんどん消えつつあります。私たちは悪魔の再来を決して許しません。ともにがんばっていきましょう。

③福岡県連 藤本修子

北九州から来ました小倉タイムス代表の藤本と言います。質問があります、21頁の分担金の一覧表があるのですが、そ

の中にゼロの地域が4地域あります。そして、大阪の分担金が今期から5千円に減っています。それと幹事の定数のところにある保留がどういうふうに連動しているかを教えてください。

では、本題に入ります。北九州では窓口一本化、土地転がし、そういうのを経て、表向きは安定というか、解決のところに来ました。その解決のときにはわが小倉タイムスがじゃんじゃん報道しまして、その間に市職員の購読者がどんどん減ったりしたこともありましたが、その反撃には負けずやってきました。

今日、お配りしましたのは、福岡県で「木曜会」という組織（毎月第3木曜日昼間に官民財の団体が集まり昼食をとりながら会議をする団体。1963年に結成されている。長は県知事。輪番制で当番し、団体の懸案に協力を仰ぐ）があり、38団体42人がメンバーで、北九州市長は入っていないのですが、こういうものが全国に20か所あるそうです。6月県議会で共産党の高瀬菜穂子議員が質問しているのですが、8分の質問時間で、第2質問ができなくてそれで終わっています。皆さんの自治体にもあると思うのです。

5月8日に「木曜会」の会計を預かっている県の職員が141万円を着服し逮捕されて初めて、結成以来半世紀の組織が明るみに出ました。その記者会見で行政・自衛隊・司法・警察・JR等38団体の長が加盟する組織表が公開されています。この事件は記者会見に出た日刊紙等の新聞社は組織表等を扱わず（行政に付度した記事は何を言っているのか不明のまま）ネット新聞のみがとりあげている状況です。

私が何を言いたいかと言えば、「部落差別解消推進法」というような反動的な法律が成立し、皆さんでがんばって跳ね返していかなければいけない時には、いろんな現場の事件や事実をどんどんと出していかないといけないと思うのです。それを県連がやるのか、あるいは一人ひとりがやるのかということはあるでしょうが、ネットを充実させていく必要大では。私もときどき人権連のホームページをネットで検索しますが、2年前のままや、これはいつの時代？というのがあります。どんどんと報道していくことが必要だと思います。

創刊64年になります小倉タイムスですが、今、非常に文字離れが進んでいます

て読者が減少しています。もし、よかつたら支えていただきたい。編集方針としては権力にこびない、付度しない新聞です。是非、ご利用ください。よろしくお願いたします。

④岡山県連 中島正智

発言テーマは「市民の手による岡山県人権政策推進指針の提案について」です。岡山県人権連は、今、「若者と学ぶ人権学習会」を進めています。この学習会は2015年からはじめて、3年間の取り組みとなっています。当初は、人権連職員の青年を対象に、水平社運動から部落問題解決における歴史的な運動の経過を学んで、現在の人権連運動へと発展的に転換してきた背景や、諸先輩方の若かりし頃のたたかいの思いにふれ、同和問題そのものについて学習をしてきました。そして、今は行政が進める人権政策の問題点について知識を深める学習会を行っています。

岡山県政では、「岡山県人権政策推進指針」というのが5年に1度改定が行われ、2016年の3月に現在の第4次指針が策定されました。私たちはこの岡山県政の人権にかかわる重要な指針の

中身を論証し、さらに私たち市民の手に
よる次の指針となる。第5次指針の提
案に向けて学習会を行っています。

講師には毎年2月に開催します岡山県
人権問題研究会の実行委員長でもあり
ます小畑隆資岡山大学名誉教授にお願
いし、人権連職員の青年と、さらにとも
手を組む組織の青年を巻き込んで学習
会を行っています。

県の人権政策推進指針は、国の「人権
教育及び人権啓発の推進に関する法律
(2000年12月)」、それから「人権教
育啓発に関する基本計画(2002年閣
議決定)」に基づいて策定をされていま
す。この国の法律、基本計画が根源にあ
るのですが、県指針では市民を「教育、
啓発」の対象として、行政が市民をコン
トロールする構造になっています。とく
に人権問題を「女性」、「子ども」、「高
齢者」、「障害者」、「同和問題」、「外国人」、
「インターネットによる人権侵害」など
10項目を掲げています。県政はこれらの
人権問題の要因には市民一人ひとりの他
人への思いやりや尊重意識が欠けてい
る、いわゆる市民の人権意識の低下から
だとしています。

そのため、人権問題の解決策、すなわ

ち行政の人権政策の基本は、市民の遅れ
た人権意識への「教育・啓発」に一面化
をされています。「人権問題はいつも市
民と市民の間でおきている」という国や
岡山県政の認識を是正させていく必要
性が、やはり人権を専門的に扱う私たち
人権連にあるのではないかと考えていま
す。

私たちがこれまで、全国や県の研究集
会をはじめ、憲法学習会でつかんできた
もの。それはやはり「日本国憲法の基本
的人権」は、国家権力との関係におい
て、国民の権利が保障されているとい
うことです。私たちは個人一人ひとりが尊
重され、生命や自由、幸福を追求する権
利を公権力によって侵害されることこ
そ、市民が安心して暮らせる社会づく
りの最大の弊害であるということも、こ
の学習会で理解できるようになってきま
した。もしもこの国の法律や県指針が「憲
法の基本的人権」そのものを明確に提起
さえすれば、「市民への教育啓発」では
なく、「行政が市民に遵守すべき指針」
に必然的にならなければなりません。

県指針の最大の問題点は、日本国憲法
の人権規定をつまみぐいにした、云わば
「なんとなく人権」であり、人権概念が

不明確なまま「人権問題」だけを具体的
に議論しはじめていることです。その問
題点について、岡山県政が認識を改め、
県指針を私たち人権連が求めるものに転
換させることは非常にハードルが高いこ
とだと思います。しかし、今、日常生活
をおくる上で役所職員による生活保護申
請の窓際作戦や、国保料滞納者への強硬
な取り立て、障害者の生命を軽視する介
護支援の打ち切り、警察によるえん罪や
個人への不当な介入、憲法学習会におけ
る公民館の貸し出しの禁止、そういった
不当な権力行使が行われています。

私たちには、県政がこの状況に対して
「憲法の精神に反するんだ」、「県指針に
反するんだ」、そういう姿勢に変えさせ
ることがやはり求められているのではな
いかと思います。

行政はやはり断固としてこの指針を変
えようとはせず、いろんな理由付けを行
ってくることは明らかです。その行政の
言い分を論破するためにも、岡山県人権
連職員の青年はこれからさらにステッ
プアップするために、今、小畑先生のも
とで日本国憲法の前文の解釈や政治権力と
は何か、日本国憲法に基づいた政治とは
何かなどを学んで、来年2月にあります

岡山県地域人権問題研究集会で「市民による岡山県人権政策推進指針の提案」を示せるように取り組んでいます。

と同時に、現県指針では同和問題の項もあります。県交渉でも個別課題から同和をはずせという要求をしています。市民から指針を提案していくうえで、なぜ同和の啓発・教育が必要がないのか、部落問題解決の4つの指針（①格差の是正、②偏見の克服、③住民の自立、④自由な社会的交流の進展）もふくめ、さまざまな視点から決定打となる理論づけを見出していきたいと思っています。

全国の皆さんの中で、先駆けてこういった「県指針の見直し等の取り組み」を行っているところがありましたら、ご指導・ご助言をいただきたいと思います。地域住民一人ひとりが安心・安全に暮らせる地域社会の実現に向けてともにがんばっていきましょう。

⑤熊本県連 菅井幸夫

熊本県連の菅井です。一昨年の熊本地震の際には九州ブロックをはじめ、全国からのご支援、本当にありがとうございました。

解放同盟からがんばり、全解連運動を

支えががんばってきた故西本正信氏から「是非、手伝ってほしい」ということで、私は正常化連結成のときに運動に加わりました。

2人の合言葉は、ぼくたちの時代で同和から独立しようということでした。私たちも全解連の頃は熊本市で一時期は団体補助金など受けていました。県などは全然対応もしてくれませんでした。熊本県は解放同盟と全日本同和会の言いなりで、情報公開条例ができるまでは県は1億を超えた団体補助金を出していたと思います。私をはじめめて団体補助金の情報公開条例でしたのが、解放同盟に当時7000万、同和会に4000万という金額が報告されました。

私たちの孫の時代には同和はもう古い話で、もう関係ないということのでめざして運動を続けてきました。熊本市はいち早く法律が切れた段階で終結宣言し、全市民に対して熊本市は「同和对策事業から今後は自立した一般行政に移行する」というビラを全戸配布しました。

ただ残念なことには、県の対応がなく全県下に波及させられず、県連を結成したときも「できたばかりの会ですから様子をみます」ということで、それが10年

以上続いています。毎年、熊本県部落問題研究集会という開催しましたが、県からは無視された状況でした。ただ一度だけ以前、潮谷さんという女性知事だけが九州ブロックから来ていただいて対県交渉したときに、「団体補助金は年間10%ずつカットし、10年でゼロにします」という回答でしたが、結果的にはできず今もって数千万円補助金が出ています。

私たちは手弁当でさまざまな活動し運動を続けて、私たちが全解連から人権連に移るときには、人権憲章を広めようという積極的な姿勢はなかったのです。それが去年、「九州ブロックの熊本では非やってほしい」という要請がありましたが、熊本は地震のあとでホテルに空きはなく、今回は大分にお願ひしてやっと開催ができました。

肝心かなめの共産党の議員団というのが、なんかあったときだけ講演会にきてくれという感じで、私たちにはヘルプの要請だけで、そこで機関紙や会員が増えるかと思っても話をして終わり、次につながることもありませんでした。それが今年2月に九州・沖縄ブロックの会議を開いて、熊本県内のほぼ半分に近い北部地区委員会があり、その議員が大

半来られ、そして私のところにも電話が入りました。東さんという急死された方が市会議員のときは、毎回、議会のたびに同和問題に関連した団体補助金等を追求されていました。今、東さんの後継として奥さんが当選されましたが、その北部地区委員会から各議会終了後、部落差別解消推進法の学習会・懇談会を毎回したいという申し入れがありました。

私は熊本市の人権推進委員会に「人権同和問題」でテーマを登録していたので、全然、知らない学校先生から電話があり、来年1月講演会への出席要請でした。私からは「あなたが聞いている解放同盟の話とはさかさまの話になる」ということを伝えると、「そういう話を是非、聞いてみたいです」ということで、新たな芽生えがそういう形で出ています。北部地区委員会懇談会なども学習会をかねてやりたいという要請がきています。おそまきですが、地域人権憲章の学習もふくめ、これからやっていきたいと思っています。

⑥愛知県連 平井雅希

昨年11月に名古屋市中で開催されました全国研究集会にたくさんの皆さんにご参

加いただき、この場をお借りしまして感謝を申しあげます。

愛知県からの発言は、昨年、県連としてはじめて若者に焦点をあて、若者が部落問題について小さいとき、学生のとき、そして大人になった今、これまでどのような体験をしてどのように感じたのか、ということをござっくばらんに語っていただく企画で集いを開催しました。参加者は20代から30代を中心に15名でした。

はじめに講師として部落問題研究所の奥山先生から部落問題の歴史を学び、そのあと順番に語ってもらう形式をとりました。30代の複数の参加者からは、中学生の頃に友人から「怖い人がたくさんいる地域だね」とか、「近づいちゃいけないと祖母に言われた」などと言われた経験があるものの、「面と向かって差別された」と感じた参加者はなく、「他の地域の子どもたちと自然に遊んでいた」と語っていました。

また、参加者の多くは、「自分自身が大きくなるまで自分が住んでいるところが部落であると知らなかった」と語っています。

結婚問題についても、相手の親に住ん

でいる地域のことで反対を受けたという参加者はいませんでした。人間性をみて判断してくれたのではないかと語る参加者がいたのが印象的でした。

このことから地域にもよるかもしれないですが、自分自身を含めて話を伺った20代、30代の世代からは小中学生の頃から、差別はほとんどなく育ってきたと言ってもいい話を聞いて感じました。引き続き若者から部落問題についての経験談などはこれからも聞いていきたいと思っています。

最近の活動の成果としては、私たちが住んでいる地域に五条川があります。この河川敷に遊歩道をつくってほしいと地域住民からの要望を受け、災害の改修工事に合わせて2012年、2013年の愛知県交渉において話し合いをしてきました。粘り強い交渉の結果、今月無事に完成しました。内容は愛知県版機関紙6月号にも掲載をしています。この河川敷は多くの植生が広がり、自然豊かな場所です。行政としても自然をできる限り残し、自然豊かな遊歩道をつくることをスローガンとしており、要望に沿った遊歩道ができたのではないかと思っています。今回のことで、地元住民の話をよ

く聞き、団体で交渉することの力、そして大切さを学ぶことができました。

また、2つめとして「部落の今はどうなのか」というテーマで愛知県連あま支部長の丹波真理さんが地域の人々に話を伺い、それらをまとめて県版の機関紙に昨年の7月から連載をしています。地域独自の口調で、ユーモアのある内容となっており、月刊誌7月号にも掲載予定ですので、是非読んでいただきたいと思います。

最後になりますが、今後の活動としては、愛知県内の公立・私立の高校の校則を集め、それらを精査し、人権侵害の疑いのあるものはないか、子どもの人権、子どもの権利条約の視点から問題があるものに関しては公表していきたいと考えています。

また3月に行われた県連大会で、承認されました運動方針に盛り込んだ難病患者の相談活動やセミナーを中心とした支援を行うため、愛知県難病団体連合会の方々と会談の場をもち、共同での相談会やセミナーを行えるよう検討をすすめています。そして、介護と仕事の両立ができるよう企業などに宣伝をしてセミナーを開催する企画も同時に進めてい

ます。これからも他県での取り組みも参考し、愛知県独自の活動を続けていきます。

⑦群馬県連 坂井勇

私は大会方針を支持し、深める立場で群馬県内の行政の動きと人権連のたたかいについて報告します。

現在、群馬県内の行政で「部落差別の解消の推進に関する法律」の具体的な新しい動きはみえていません。8月には県内行政と関係2団体で構成する同和問題連絡会議というのがありますが、それが開催されます。今年1年間の構成団体で何を共通課題として取り組むかを話し合います。そこで各団体の取り組み課題の発表があり、全団体で共通に取り組む今年の課題が決まります。そこで県内行政がどんな考えをもっているのかというのが分かると思います。

群馬県は同和問題の解決を協議する組織に群馬県同和問題連絡協議会という組織があります。この組織の構成は群馬県及び関係市町村と運動2団体で構成されています。団体資格は10の支部以上、500以上の構成員をもっている団体と決められています。規約の文章の第1条

で、目的が「一般施策の適切な実施により、同和問題の早期解決を図るため、同和地区（旧地域改善対策特別措置法第1条で定められている対象地域などが抱える具体的な問題を把握し、解決に向け検討を行う）」ということが書かれています。5年ごとに見直すことになっていて、平成28年に見直され29年から新しいものができています。

もう1つ県の基本計画があり、名称が「人権の世紀をめざして―同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本指針」とあり、改正は4回したということです。が、これを見直してきました。

私たちが問題にしたのは、「同和地区」という言葉が両方の文書で7か所も使われ、私たち県連としては修正を求めました。私たちは文書の改定のとくも、昨年の交渉のときも、交渉項目にして「同和地区」という言葉は1969年の同特法第1条に書いてある言葉で、同和はすでに廃止になり、現在は存在していない場所である。現在も基本的人権が踏みにじられている印象を県民に与える。国も使用していないし、説明できない言葉を公文書で使うのはふさわしくない」ということで県にせまりました。

県の回答は「同和地区の表記については、県民に偏見や誤解を与えることのないよう適切な表現方法を用いることに努め、必要に応じて市町村に対して助言を行いたい」というものでしたが、ただ、解放同盟からは反対意見がありました。

最終的には両文書の最初の部分で「同和問題とは」の1ヶ所だけ「同和地区旧地域改善特別事業第1条の対象地区などの出身というだけの理由で基本的には人権が踏みにじられ、社会的不利益を受けている問題」というところだけ使われることになりました。何ヶ所かありましたが、この組織をなんのためにつくるかという、そこだけ1ヶ所だけで県としては同和行政をやっていくために譲れないということで、ここだけは残りました。

「部落差別の解消の推進に関する法律」の取り組みの回答で、「啓発や教育は基本的指針では県基本計画に基づいて行う。人権全般に関する相談体制の充実のため団体の皆さんと連携協力して取り組みたい。実態調査については国の動向を注意しながら、必要な取り組みにつなげていきたい」という回答がありました。

現在、群馬県としての特別な動きは見

えておりません。附帯決議についての回答は「行き過ぎた糾弾や、えせ同和行為が同和問題に関する誤った認識に、差別の解消を阻害した要因であろうと考えている。対策については国の動向をふまえた新たな差別をうむことのないよう慎重に取り組みたい」というものです。

今年も年内には交渉をやる予定ですが、毎年10項目ほど会員も含めた県内要求で交渉しております。引き続きこの問題については交渉でがんばっていききたいと思っています。以上簡単ですが、群馬県の同和行政の動きについて発言しました。

⑧ 島根県連 永井哲夫

議案の7頁から9頁に関連して島根の取り組みも含めて発言します。しまね人権連は毎年、年末に原発や米軍の低空飛行、そういったいろんな問題について県と意見交換をします。国民に向ける監視カメラ、これが多数設置されていますが、それだけではなくて、空に向かって米軍ジェットを監視しろという画期的と自負する要求もしています。

中山間地の課題などについてはめずらしいからかもしれませんが、県もわれわ

れの意見に耳を貸してくれ、具体的な成果もあげています。ところがなかなか進まないのが人権同和の問題です。「同和教育を学校教育の基底に据える」という文言を絶対に改めない。いくら説明してもダメです。こんな連中と話をしても埒が明かないので、うんざりすることもあります。テレビで森・加計の官僚答弁を聞いていると「ああ、いっしょや」と変な感心をしています。この連中は上から言われたら変わるのかもしれないということ、本部にお願いが1点目です。文科省交渉を毎年やっておられますが、島根ということをやわずに、「今頃、先生の過労死やモンスターペアレンツ、教育の価値観が多様化し、学校というところは大変ですが、いったい学校教育は何を土台に据えたらいいのでしょうか」とざつくばらんに1回、話していただきたい。これへの文科省の返答をもつて、私たちは島根県の県教委を立ち直らせてあげたいと思っています。

2点目、県がしぶといのは意識調査アンケートの件です。去年もうちの大西議長が「思うか思わないかではなく、あるかないかなんだ」という追求をしました。この問題では島根県大田市で「同和

差別があると思うか」という設問のあとに、「差別があることを聞いたことがあるか」という設問が今回から加えられました。その結果、「あると思う」というのが増えて40%ですが、あと加えた設問の「聞いたことがある」という人はゼロでした。ありもしないものがあるように誘導するアンケート、これは行政の犯罪行為です。島根県の大西議長が先の研究会で詳しい発言をしていますので、ここでは省略します。

意識調査の問題は、内閣府の調査が下敷きになり全国同じですが、「あなたのお子さんが結婚しようとする相手が同和地区の人であることがわかったなら、あなたはどうしますか」という仮定に立った質問です。その回答の選択肢も「子どもの意思を尊重する」というのはまともですが、それ以外は「反対だけど仕方がない」「反対があつたら認めない」「絶対に認めない」という回答を選択させる形ですが、これは明らかに憲法違反です。こういう不適当なものを選択させるということが自体が許せない。こういうことを偏向質問、誘導設問と言われるものです。ここから出た数字がひとり歩きし、運動団体や行政の一部が言うように「結

婚差別は今なお根強く残っている深刻な問題だ。なぜなら県民が答えている」と悪用されます。つまり行政が差別を温存している誤りを私たちは咬んで含めるようにやさしく説明していますが、できの悪い県は「この設問は島根県だけではなくて、内閣府の調査を下敷きにしているので」というふうにごまかします。

そこで提案ですが、安倍総理をひっぱり出しませんか。行政のトップは安倍総理です。このところひどい不祥事が続出していますが、しばしば安倍総理は「そういう仮定のお話には答えられません」と答弁します。おかしいですね。「妻や私がかかわっていたら」という国民的に有名になったセリフは仮定ですね。ご自分は平気で仮定の話をしゃべっておいで、野党の質問から仮定が出てきたら答えない。行政のトップが「仮定の質問には答えられない」と言い、国民に対しては仮定の設問をしてそれに答えさせる。変な調査はやめさせないといけないと思います。どうしてもしないとけないというところでも、大田市のように設問を変えさせることを皆さんも是非、やっていただきたい。

第3点目ですが、この前の選挙で開票

立合いをやりました。費用弁償とかで8000円ほど出るのです。そのときに役場の人が「支払いにはマイナンバーがいる」というのです。自民党員の町議が「忘れた」と、取りに帰りました。私は「取りに帰らない。そんなものは必要ない」と言う役場は、「公金の支出だからいります」というのです。私は「人権連の政府交渉で、『マイナンバーを提示しないからと言って不利益を受けることはない』というのが総務省の答弁であることを知っている」と言ってお金を支払ってもらいました。私は農民連のノートに記帳していますので、一発で確定申告がすむのです。終わったあと印鑑を押すときに、「マイナンバーは？」と言われて、私の顔を見て「見たことにしましょう」と向こうから言われました。

それで役場は方針を改めてよくなったと思っていたら、帰りに会った知人が「マイナンバーと言われて1時間かけて取りに帰った」と言われました。私のことを聞かれたので説明しましたが、せっかく交渉によって歯止めをかけ成果を得ているのに世間に周知されていません。

人権連はみんなの人権を守っていくと

いうことをめざしてやっていますが、そうなっていません。私が申し上げたのは卑近な例でしたが、人権という誰にとっても、すべての事柄にとって大変役立つことです。もっと成果を周知していただきたいと思います。

⑨大阪 民権連 柏木功

大阪では中学校、高校の教科書の部落問題記述をずっと問題にしてきました。教科書会社の大阪支社などを訪問し要請もしてきました。3年前には教科書に「部落差別は被差別部落出身の人にたいする差別である」というふうに書いてあり、「被差別部落は大阪にあるのか、どこにあるのか」という追及をしたら、教育委員会から被差別部落はもうない、という言い方で指導する」という回答を引き出しました。

今年の交渉ではさらに突っ込んで、きょう配布した資料は、高校、中学校の中からとくに問題になる部分を抜粋したものです。この資料をもとに焦点化して交渉をしました。

実教出版の教科書は「部落差別は封建的身分制度のもとで卑しい身分とされ、職業、住居、結婚などあらゆる生活面で

差別的取扱いを受けてきた人びとが、今なお同じような差別を受け続けている」ということを書き子どもたちに教えている。「教育委員会はどうするのかこれは、本当のことか」ということを問いたしました。

第一学習社、ここは広島に本社があります。「被差別部落の人びとは、職業選択の自由、教育を受ける権利、居住及び移転の自由が侵害されている」ということが書かれている。これを子どもたちが学んだら、そんなところに住みたくないと思うのは当たり前です。「こんな実情が今、大阪にはあるのですか。どう思いますか」ということを教育委員会に問いたしました。

中学校の帝国書院の教科書はわざわざ同対審答申の中の「かつて特殊部落、後進部落、細民部落など蔑称で呼ばれて」という、こういう部分を紹介しているのは、帝国書院だけです。「教科書に蔑称を書いていいのか。教えないといけないのか」とあります。

実教出版ではわざわざ「特殊部落、えた」などの差別語をあえて用いている。差別語は禁止されているのになぜわざわざ教科書に書くのか。東京書籍は差別語

というコメントすらない。特殊部落民よ団結せよということを積極的に受け止められるように書いています。

「こういう教科書で問題がないのか」ということを教育委員会に問いました。教育委員会の人たちは、こういうのを勉強してなっていますからこういうものだろうと思っているのだらうと思う。

教育委員会は文科省が検定合格したものを教育委員会としてはあれこれ言えない」という立場に終始して、その回答を私たちは受け入れられないということで交渉にならないということで交渉を中断しました。「あなたでは分からないから教育長の見解を聞くということで、教育長室に詰めかけました。

何日もの行動のあと「教育委員会として問題ありとは公式には言えないけども、民権連からこういう声があるということとは、教科書会社に伝えることはできる」ということで職員を東京と広島の教科書会社の本社に派遣し、私どもの府教委に対する要求書、今、配布した資料、民権連通信で交渉したということと、決裂して中断した交渉の議事録のあらまし、『地域と人権』の文科省交渉で、府教委がわざわざ「ここに教科書問題につ

いて記述してある」という囲みまでしてあるものを持参し、府教委の職員が教科書会社に行ったのです。

大阪府教育委員会が民権連の声を教科書会社に伝えるという、このような大きな変化が生まれています。何がこのような変化をもたらしたのでしょうか。大阪では2002年の法終了後、国民融合をさらに進めるために地域を分け隔てする垣根を、1つ1つ取り払うこと、それが今の時点ではわれわれの課題であると運動を進めてきました。

国民融合論に導かれ、事実と道理にもとづいて運動を進めることは当然ですが、それと同時に決定的だったことは、民権連の委員長はじめ役員、会員のそれぞれの21世紀に部落問題を持ち越さないという目標を掲げてたたかい、窓口一本化で排除され、解同から包囲攻撃されても、国民融合の正しさに確信をもち、この運動に後継者はいない。子や孫には引き継がない。私たちの世代で決着をつける。そういう気迫と本気を示す行動をしてきたことだと考えています。

なんども役所に足を運び、対応する職員の一人ひとりに、部落問題の解決とは何か、その展望は何か、解同とわれわれ

はどこが違うのか。事実と道理にもとづいて繰り返し対話を重ね、理解を促す。その気迫、本気度を示す行動こそが対応する行政職員の市民の役に立つ仕事をしたいという心とひびきあって、民権連とともにわれわれも努力しようという一歩を促したに違いありません。

教科書について言えば、教科書の執筆経験者と話をしましたが、「これまで文科省は、教科書の部落問題記述についてはただの一度も検定意見を付けたことはなく、文科省は部落問題については自らの手は汚さない。すべて教科書会社に責任を持たせる」という、こういう態度のようです。

教科書会社に対しては、解放教育の研究団体が問い合わせという形で、事細かに注文を付けてきたようです。従って、教科書会社は文書を送るだけではなく、足を運んで対話を重ねるということが大変重要なことです。

学習指導要領が改定された今、新しい指導要領に見合う教科書を今、作成している。まさにその真ん中です。広島に本社のある第一学習社にも足を運ぶ必要があります。教科書会社への要請案も後ろに添付しており、ご活用いただきたいと

思います。

先日の民権連大会では部落差別の解消の推進に関する法律と附帯決議を生かし、部落問題の最終的解決を展望した取り組みを進めるということを決めました。この法律はすでになくなっている部落差別を固定化することはできません。

この法律と附帯決議は、これまでの取り組みを逆行させるものではなく、1986年意見具申を国会決議に高めたもので、これまでの取り組みの積み重ねの上に立ったものです。

昨日、民権連通信の今年の高い特集号をお配りしています。その中に掲載しましたが、この大会に寄せられた日本共産党国会議員団の事務所のメッセージと、大阪教職員組合のメッセージが私たちを大きく励ましています。

法律と附帯決議に照らして、これまでの教科書記述や教材が新たな差別を持ち込むものになっていないか総点検するべきだ、という主張が教育委員会を動かしています。

21世紀に持ち越さないという目標でした。少しずれこみましたが、私たちの世代でこの問題は解決する。まだ問題は残るとしてもそれはもう行政や特別な運動

体が取り組むまでもなく国民の力で、国民自身の相互の対話の中で解決できる。

それが国民的課題ということの今日的意味であるということを確信して、大阪ではもういつ終わってもよいところまできた。そういう明るい展望をもっています。

お互いの体をいたわりながら、最後の取り組みとともに進めましょう。

⑩山口県連 末長正

はじめに山口県の情勢の特徴です。国は1000兆円を超える債務を持っています。これに対して山口県も1兆3000億円近い債務をかかえています。そしてあくまでも国の政策に従順をしています。下関市の第三関門道計画など、無駄な大型開発事業中心の県政を推進している。

昨年の予算編成で180億円の不足が生じました。これを含めて5年間で1350億円の財政赤字を見込んでいます。従って県は教育関係をふくむ県職員の600人以上の人員削減、さらに給与制度の見直しを図るということを計画しています。こうしたことでは当然のように県民の暮らし、福祉、教育、医療、労働など

の予算削減による生活犠牲が予測されます。

次に山口県の人口ですが、かつて160万人と言われていましたが、今年5月の時点で137万3000人と140万人を割り、人口減少に歯止めがありません。しかも65歳以上の高齢者は45万7000人余と30・28%で、秋田県、高知県、島根県に次いで、全国で4番目の高齢化県であります。

さらに2年後の2020年、東京オリンピック開催年にはピークを迎え、3人に1人になると言われ、全国で2番目の高齢化県になると予想されています。さらに少子化問題でもっとも深刻です。子どもの出生数は1万人を切って戦後最低を更新しております。

こうしたもとで米軍岩国基地を拠点にしたオスプレイの配備、沖縄の基地負担軽減と称して、KC-130空中給油機の受注、空母艦載機部隊の移駐容認による極東最大の基地化、地上配備型の弾道ミサイル迎撃システムの「イージス・アショア」の萩市への配備計画。さらに上関原発の新建設計画問題など、山口県政の重要な焦点になっています。

こうしたもとで山口県人権連の運動で

すが、私ども人権連は毎年、人権の伸長をめざす大運動というものを推進しています。昨年は11月20日に山口県知事と教育長に人権の伸長を求める要請書、基本5項目を提出しました。

今年3月15日に2万8000筆の県民署名の提出と対県交渉を行いました。3月30日付で県知事、教育長連名の文書回答も得ています。さらに行政との人権の伸長をはかる自由な懇談会を3町と行っています。そして昨年第28回の山口県地域人権問題フォーラムを10月に開催し、1150名が参加しております。

特別報告は周防大島町の椎木 巧町長に行っていただき、記念講演を部落差別解消法と題して、全国人権連の新井直樹事務局長にお願いして、大きな成功を収めることができました。

山口県人権連は憲法をもとに策定された山口県人権推進指針の周知、人権行政教育の具体的な取り組みを求めて要請書を4項目と13課題に基づく自治体要請というものを行っています。県内には今、19の市町がありますがすべてを訪問し要請を行って文書回答を得るという取り組みをしています。この中での成果を2点紹介します。

1つは市町単独の子どもの医療費無料化の問題です。中学校卒業まで所得制限なしで無料化を実施した自治体は4自治体あります。高校卒業までが1つの町であります。小学校卒業までは子どもの所得制限なしは3市あります。これらは私どもの要求に基づくもので実現がされてきています。

2つめ、就学援助の入学前の支度金の支給です。これも数多くの自治体で実施をされるようになっていきます。大事な点として3つめです。部落、部落問題の復活を許さないというのが山口市連の取り組みです。解同山口県連は部落差別固定化法の意義として5点あげています。

1つめは部落差別が今も存在しているとの認識をこの法律は示した。2つめ、部落差別は許されない行為であり、差別は社会悪と明記した初めての法律である。3つめ、情報化社会の進展に伴うネットを悪用した差別の深刻化と対策の必要性が指摘された。4つめ、部落差別の対象に向けた国・地方公共団体の責務を示した。5つめ、相談体制の充実、教育、啓発の充実、実態調査の実施を示した。これがポイントだというふうにあげています。

そして、部落問題解決の必要性を主張し当面は法律の周知徹底を呼びかけている。この中で解同は、昨年、部落解放・人権政策懇談会と称して、県内19市町のうち17市町に自治体要請を行いました。これにたいして私ども山口人権連は「解同の自治体要請に対する見解と申入れ」を昨年11月10日付で県と19市町に送付をいたしました。

要約は山口県に部落（同和）、部落問題（同和問題）は現存しない。したがって、部落差別固定化法を実行化すれば新たな差別、人権侵害を生じる。解同の策動を断固許さないという見解であります。

山口人権連はこれまでの社会進歩と運動の成果、特別対策の実施等によって、部落問題が解決された4つの指標、これに照らして部落問題の固有の性質は、封建的身分ではなく、これは中央方針にもありますが、封建的身分の残滓であります。もはや地域、人物とも特定はできず、解消したんだという見解を持っています。そして、解同による新たな策動を許さない運動を前進させていきたいと思っています。だから、残された課題は解同問題であります。

結論としては、4つめ「地域人権運動の大きな前進をめざして」であります。地域人権運動の取り組みでは、私の所属する防府支部で自治会の民主的運営をはじめ、地域の高齢者のために車で病院へ無料送迎をする「車扶の会」、日常の手助けとして「余楽」、サロンを開催するなど創意工夫による取り組みがされています。

私はつくづく感心をするのですが、「車扶の会」「余楽」、こういう名前が浮かぶものだと思うのですが、これは澄田県連副委員長の発想であります。

さらに自主防災組織が結集されています。自主防災訓練も年1回定期的に開催しています。この中でつい1週間前ですが、俳優の中村敦夫の「ひとり語り」で脱原発の実行委員会による取り組みも行い、300人を越える参加者がありました。年を明けて2月2日、前川喜平元文科省の事務次官の講演会も防府で行う予定をしています。

また、防府地域だけではなくそれぞれの地域で、生活相談活動や助け合いの活動が旺盛になされています。協力協働の取り組みでは、青少年の就職保障、働くルールと人権を守る山口市就職連絡会

で、毎年9月に企業合同学習会を開催しています。また、県内企業に「就職差別をなくす青少年の就職保障に関わる要請書」というものも作成し、山口県教育委員会、山口県経営者協会などに行うと同時に、厚生労働省の山口労働局長交渉を毎年7月に実施しています。

最後になりますが、山口県人権連は、来月7月7日、8日に第13回大会を開催いたします。地域人権運動のさらなる前進をめざして奮闘していく決意を申し上げて私の発言といたします。

⑪三重県連 西浜典泰

きょうは推進法の実行化阻止の三重県でのたたかいについて報告します。最初に6月10日に三重県連定期大会を開催し、新たに書記長に選任されました西浜です。

法律ができてから三重県では、三重県ならびに三重県教育委員会と何回か交渉し、昨年12月13日にも交渉したときの話です。

まず県に「同和地区はどこにあるのですか」と確認したところ、「三重県内には同和地区は存在しません」と答えたあと、「部落差別がある限り、啓発・教育

はやっていきます」ということを言われました。そのもとで1つ追求したのは、県の人権センターが作成している「人権カレンダー」についてです。その中で「部落差別解消推進法」ができたという紹介をされているのですが、その中に附帯決議が記載されていないというものを指摘しました。県は「スペースがなかった」等の言い訳をしていましたが、今年3月頃に作成した「人権パンフレット」の中には附帯決議が記載され、当方の指摘を受けての対応だと思っています。

交渉の中では「過去の行き過ぎた団体とはどういうところか」ということを言わせようとしたが、「それは言えない」ということで固辞されました。

交渉の中で三重県では1999年に松阪商業高校 校長自殺事件があり、弓矢裁判というのを長年たたかいました。そのもとでは解同や県教委の行動が厳しく断罪されましたが、そのことを今の県教委の職員たちが知らないことが明らかにになりました。来年、その事件から20周年を迎え、大きなイベントを開催し、もう一度キチッと宣伝をしていきたいと思っています。

三重県の伊賀市は、いまだに同和課と

いう課があります。部落差別が存在するし、部落も存在するということを市が言い続けているところです。去年、伊賀市は地域住民実態調査を行いました。いくつかの旧同和地区があり、その地区に限定して行った調査です。

伊賀市は6市町村が合併してきたところです。昔の町村部のところは住民自治協議会があり、出張所などを使い郵送でのやりとりで調査を実施しました。ところが自治会が崩壊したある旧上野市内の地域は、市職員が戸別訪問までして調査を実施したということです。そのことについては、市議員に追求していただきましたが、市は「やらなければいけない調査である」という返答で聞き直っています。

地域住民の方たちはそういう状況の調査であることを知らず、市全体で行っている調査というふう理解されています。旧同和地区だけとか、わざわざ市の職員が訪問し調査するなんてことは全市でやっていることだと思ひ込んでおられました。

今、この伊賀市では8月18日、人権連伊賀支部再結成に向け準備が進められています。一歩ずつでも改善に向けて取り

組んでいきたいと思っています。

⑫本部推薦幹事 内海ハル子

私は他団体との共通の活動ということで、埼玉のことではないのですが報告いたします。私は本部選出の幹事ということで、日本婦人団体連合会の幹事、地方自治研究全国集会・自治労連との共同の研究集会で人権連が21団体の実行委員として参加しています。その担当と教育のつどいの賛助団体の幹事として参加していますので、他団体との運動について報告いたします。

他団体との運動について、日本婦人団体連合会には「正常化連」が結成されたときに女性部が結成され、そのときに常任幹事団体として婦団連とともに歩んできた長い歴史があります。近年、幹事として参加し、昨年度、開かれた総会では九州の福岡における教職員に対する部落問題についてのアンケート調査の実態を報告、大阪の問題等さまざまな県の情報を得たものについて婦人団体連合会の総会で発言したところ、他団体の方々に驚かれました。「同和問題についてまったく知らなかった。そんなひどいアンケート調査があることを初めて知った。勉強

させてもらってありがとうございました。自分たちの団体に持ち帰り運動として広げていきます」と言われた団体もありました。担当している私としては、宣伝不足であることを痛感しました。

地方自治研究全国集会では、人権連は非常に大切な責任ある任務を負っていることを実感しました。11分科会是人権の問題ということで、さまざまな介護の問題とか、人権を大切にするというような内容の分科会です。愛知県や岡山県の取り組みなどが発表され、人権連は他団体との関係では非常に重要な役割を果たしています。しかし、それを全国の皆さんに発信するときに、私の力不足もありましたがなかなかリアルタイムに伝えられていない。先ほど報告にもありましたように教科書問題等ほもと広めていくためには、各県連の実態をもっと他団体に知ってもらうことが必要です。

本部方針にもありますように、これからは全国に対してインターネット等を利用し発信する必要があります。そのため私の果たすべき役割として、全国の取り組み等に関して機敏に発信していかねればいけないことを実感しています。4年後には、全国水平社創立100周年

を迎える歴史ある運動を、皆さんとともに迎えたいと思っています。

また、10月6日7日に高知県で地方自治研究全国集会が開催されます。高知ということで今回は岡山県連からレポートを出していただきます。岡山のすばらしい活動を11分科会の人権の問題のところで反映させていただきます。

私はその分科会で21団体の代表として運営委員を務めます。もともと全国に発信していくために、皆さんからも本部に他団体への要望等を出していただきたいと思っています。他団体とのつながりを両方に発信することが、この現在も行われている同和問題を解決していく重要なことだと感じています。私もインターネット等を通じて発信できるよう努めますが、皆さんからも励ましとご協力をよろしく願います。

⑬神奈川県連 長島茂

神奈川の現状について報告します。別府公園を歩いて大変気持ちいい形できょう参りました。神奈川の気持ちを別府公園の生き物にカンパしてきました。その結果、ここ（左肘）が非常にかゆい。そういう形でカンパしました。さらに私た

ちは大阪で地震にあった被災者の方にさ
さやかですがそのカンパの金額をもつて
きました。あとで本部の方にお渡しいた
します。

神奈川の旧同和地区は33か所で、そこ
に9支部、私たちの組織をつくりまし
た。支部のないところでは、親戚や会員
がそこに住んでいますから、何か情報が
あればすぐ私たちのところに届くとい
う、そういうネットワークをつくりあげ
ました。そういう形で運動をはじめ約40
年近くになります。その中で、今から過
去30年にわたって同和問題に近因する結
婚や就職や近所つきあい等において具
体的な人権侵害はないという言い方はな
く、発生をしてこなかったということ
を、事実として積み重ねてきました。

去年、私が住んでいる地区は約330
世帯です。混住率や結婚の問題等で、鹿
島委員長をはじめ仲間と調査をしまし
た。その結、330世帯のうち昔から住
んでいる人は143世帯、新しく入って
きた人が187世帯。昔からいる143
世帯の中には他地区からお嫁さんやお婿
さんで入ってきた世帯が80数世帯で、残
りが親、子、孫という男子系列で55世帯
です。そういう状況のもと近所つきあ

い、就職、結婚等で何も問題は発生して
いない、というのが旧同和地区に住んで
いる人の話でした。

私たちの調査の他、約20年間、結婚、
就職で実際に具体的な人権侵害の有無に
ついて行政へ聞き取り調査を行っていま
すが、「そんな話は聞いたこともない」
というのが調査結果です。ですから、行
政とわれわれの調査結果が一致し、そう
いう現状が神奈川で推移しています。

そういう状況の中で、国の法律終了
後、2004年、神奈川県は制度を全て
終結しました。それから約14年が経ちま
したが、われわれの会員だけではなく、
解放同盟、同和会の会員から廃止後に
「困った」という人はひとりもない。

さらに2008年から私たちはこの全日
本同和会、解放同盟、神奈川県連、この
三者で「地域相談連絡協議会」をつく
り、円卓テーブルで月1回、それぞれが
相談ごとを持ち寄り、1つの事例につい
て話し合うケース会議を約10年間やって
きました。その結果、1年間3団体で1
400から1500件の相談がありまし
た。その中で同和問題に起因する人権侵
害は発生していないという事実は、同和
会の人も解放同盟の人も認識し、神奈川

ではそういう状況になってきています。
また他府県から見たら不思議な状況で、
解放同盟、同和会とも争ってはいませ
ん。

県知事部局と県教委のところの取り組
みも、県知事部局では3団体が行政の人
がいる前で同じ場所で順番に話をする場
も設けています。県の教育委員会も同じ
ように、指導者養成講座や校内人権研修
会に3団体をよびます。このときは同席
はしませんが、午前中は同和会、そのあ
と解放同盟、そして人権連という順番に
話をします。そうすると県の学校の先生
は大混乱です。というのは、解放同盟と
同和会は「まだまだ差別がある」という
話をし、最後に人権連が「もう終わった
よ」という話でみんなほっとする。感想
を言ってもらうと「頭が混乱して分かり
ません」ということを言われますが、そ
ういうことが実際言える自由な雰囲気
がある。

法律終了後、私たちは解放同盟や同和
会と喧嘩する理由となる利権がもうない
のです。だから、やりたくても行政に
も、企業にもたかすることはできない。え
せ同和も企業が毅然とした態度をとるか
ら、神奈川県内に20以上あったえせ同和

が今、なんにもできない状況が14年続いています。

今、私たちは、部落解放運動から地域人権憲章を具体化するということでは、生活相談活動を中心にやるという形の模索をしているところです。

もう一つは、市民間の分断を許さない。部落差別固定化法をぶらさげ、市民間の共同を分断させない取り組みも今、やっているところです。

労働組合と連携し、各職場のパワハラやセクハラ等の人権侵害を絶対許さないという取り組みを今、一緒に行っています。さらには自己破産、生活保護の問題等も一緒になって取り組んでいます。

神奈川県厚木市で、一人で生活保護申請に4回も行ったけど受け付けられなかった。もう生活保護申請を断念しようと思ったときにたまたま人権連を知った。人権連の支部の仲間と行くとすんなりと受け付けられたというおかしな話です。その人には受ける権利があるのに拒否されたことはおかしいことだということで、人権課の人にきちんと申し入れをしました。

私が住んでいる地区には330世帯がありますが、自治会活動の民主化の問題

では、人権連の役員が自治会・会長に選出されました。今、やっていることは防災や防犯、福祉や見守り、安否確認、交通安全、こんなものを今、取り組み始めています。

⑭岡山県連 長田悟

昨日、岡山の2人の代表が発言しましたから時間が許せば少し、昨日ときょうの大会に参加して感じたことなども含め、組織的な問題について発言いたします。昨日、運動方針、あるいは予算案、規約改正等が示され、本日、各府県から貴重な活動報告がありました。私は組織の将来像方について少し意見を述べたいと思います。

1922（大正11）年に全国水平社が創立され4年後には100年を迎えることから、100周年の記念行事を行うと書かれています。そのこととかかわって、岡山の状況を報告します。岡山県内は農村集落が大半を占める地域であり、都会とは違い地域組織状況に困難さがあります。どの地域も高齢化が進むもとの組織の減少、また死亡等による会員の減少、それから財政問題です。

昨日、大会は成立していますが、た

だ、この2年に1回の大会に参加すること、財政的な理由などで参加できない府県もあるのではないかと。提案されています役員選出をみても、保留が多くあり、そういうところは実際来られていないのか、そうした点が気になっていきます。

また、規約改正では議長制から代表員制にするという流れで、これから新しい役員が選ばれます。そこで若者や女性を登用にむけ規約改正の提案がありました。が、役員案をみるとここ何年来、同じ顔ぶれが並び、毎年ひとつずつ年を取っていくというのが実情ではないかと思うわけです。なかなか特効薬はないでしょうが、全解連から人権連になり十数年、水平社創立100周年を迎えるときには、どういう組織としてわれわれは位置付けるべきか。そのための組織のあり方はどうなのか。もちろん会員増や機関紙増は重要ですが、そういう面からも考えてみる必要があるのではないかと思います。

昨日、大会が始まる前に幹事会がある、ということ。新井事務局長が言われました。ああいうときには、少なくとも幹事の方を集めて、緊急に幹事会をやるというけじめがない。仲間内だ

だけでやるというのは、組織としてはあまり民主的ではないと思います。そういう点では、厳格にやるときは厳格にやる必要があります、だと思います。

昨日の予算案で関西共同印刷所にたいする印刷未払い700万についても、予算案で今回：万を組まれている。前回まで2年間で：万ほど印刷費を支払った。印刷費を：万増やしている。昨日の答弁では2年以内に完済する予定です。あと：万をどう工面するのか、それとも印刷費の：万は負けてもらうのか。

全水100年までにあと4年あり、それまでに返済計画を立て、少なくとも全水100年のときに借金をなくした状態で迎える。これが私どもの人権を標榜する人権連の社会的責任ではないかと思うわけです。

議長制から代表制になるわけですが、中央の全体の運営がどうなっているのか、財政的な問題もあり、会議をしょっちゅう持つことは難しいと思いますが、事務局体制で相談をして常任幹事会等に諮って全国を動かすのか。それとも相談する機会がなく、電話連絡、あるいはテレビ会議等で事を進めるのかよく分かりません。しかし、今度は少なくとも代表

委員制で、4人が役員候補となっている。その4人の方が年に何回か会議等で重要なことを論議して、方針化するという手続きを厳格にやってほしいという要望をあげたいと思います。

2年に1回の大会ですが、今まで大会の議案や規約改正等の重要なことについては、1か月前、あるいは2週間ぐらい前から資料が配布されていました。事前に論議したりする期間があったと思います。が、大会の場で資料が出て採決という形は、私は人権連の大会としてはふさわしくないと思う。今後、その辺りのことも考えて工夫していただきたいと思っています。

今回は間に合わないのでしょうか、他団体との共闘の関係でみると東京を中心とした関東が要だと思う。いろいろな事情はあると思うですが、関東から役員を、あるいは代表委員、常任幹事、事務局次長の中核になるような役員を選んでいただきたい。今、全国の状況を見て憂いてひとつ奮起していただけたらという思いでもあります。

ぜひ、これから「地域人権憲章」に基づいて地域で運動を全国的に視野でやっていく上で、中央の機能の更なる向上をお願いひと言発言させていただきました。

討論のまとめ 新井直樹 事務局長

この2日間、方針提案について補充するご意見や、さらには教訓的な報告などもいただきました。今後、決定方針や、活動の中で反映できるように整理し取り組んでいきたいと思っています。

昨日、分担金の内訳について質問をいただきました。ゼロということですが。これは組織が解散状態となり、分担金請求ができない、支払うこともできないということでゼロです。さらにこの間、分担金を減額したところがあります。組織財政の実態等々を総合的に判断、検討し組織からの要望を尊重しながら行った所も減額になっています。その他の所からももう少し負担を軽くできないか等の相談も寄せられました。基本的に会費分担金と機関紙誌収入をもって成り立っているのが本部の運営であり、なんとかご協力をお願いし、今回についてはご理解をいただいているところもあります。

それから、いただいたご意見で、組織の運営と関わり、大会にかける議案等々について最終的な、いわゆる幹事会の意思確認のあり方について、きちんと民主的なルールに則って、みなさんの齟齬がないような形でやり方を設定してゆ

く。このことを本回の反省点とし、今後、肝に銘じて行っていく。とりわけ新しい規約改正のもとの代表委員制でやっていくわけで、ご懸念やご意見などいろいろありました。より民主的な運営にしなければならぬ。いわゆる責任の所在云々という点で、あいまいになるのではないかという懸念がありました。かえって4人の共同責任の方が今後はもっと重くなるというふうに思っています。

そういう点では、それぞれの方々のご意見を、今までの体制よりもさらに平等化の方向にいつていますから、きちんとした議論を通じて共通の認識を持ち、そして、組織運営にあたりましても代表委員、事務局長、事務局次長、常任幹事、幹事、そこでの論議を十分に行う。その上でみなさんから出されているご意見も踏まえ、共通の認識を持ち、組織運営にあたれるよう、十分な総括のもと、やっていきたいと思っています。

とりわけこれから、組織が非常にバラ色の前進があるわけではありません。日々組織活動について目配りをして前進をさせていくという観点を持たなければ、やはり財政上の滞りも含む組織の停滞も生じかねない。そういう点では、基

本的な議論も常任幹事のところで行い、幹事会のあるところでもできるように必要な資料やらを付けて方針提起をしていきたいと考えております。

本大会はスローガンとして、1つめが「地域人権憲章」の学習と実践を、2つめが同和行政・同和教育の廃止へ全力をあげる、3つめが憲法改悪をやめさせ平和と民主主義を守る、そして4つめとして人権を大切にされる地域へ、要求実現の前進ということをあげております。

報告の中でも生活相談活動を中心に、住民の要求に寄り添い、その実現をすすめる中で、組織の再建や組織の結成をすすめていくという発言がありました。さらに部落差別解消法という問題が、返って私たちの組織に、ある意味、逆な意味でのインパクトを与えた。このことによって、いわゆる部落問題の解決、到達段階がどうなのか、なぜこの法律が問題なのか、公務員、議員、市民、この問題にどう向き合ったらいいのか、別の意味合いで関心が生まれています。そのことから、昨日熊本からの発言にあったように、いろいろなところへ出かけていき話をする。私たちのたたかいの到達点というものを知らせていくことから新たなつ

ながりが生じている。前進的な方向へと捉えていくことができるのだらうと思います。

そういう意味ではこの法の実効化を阻止し、附帯決議を守らせていくというたたかいの中から、新たな人たちとの結びつきをどう旺盛につくっていくか。そのことを攻勢的に考える必要があるのではないのかということも、発言を聞いて教訓的に思いました。

さらにさまざまな点から、方針の補強に関わるご意見もいただきました。教科書記述の問題も含む教員の研修に関わることも重要な点であります。これは常任幹事会の中でも今後も方向性として、出版会社や執筆者も含む方々に関り、どのようにこの問題を問題として周知させていくか。より具体的に考えていく必要があるのではないかというようなことも思います。

それからこの2日間、大会議長にも若い人が入りましたし、議論の中でも若い方の発言があり、積極的にこうした若い世代がどんな運動の全面にたてるように、そして、その自主性を生かして組織運営にどう反映させていくか。この辺のことも十分に念頭に置きながら今後も取り

組みを考えていく必要があると思います。そういう点では研究会等のさまざまな諸行事などを通じて、若い人たちの声も取り入れ、伸びていくことを願う思いも伝え、ともに前進させていきたいと思っています。高齢者の方々を軽視しているわけではなく、ともに前進するという点で考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。2日間、いろいろとありがとうございました。

新役員代表あいさつ(中島純男 代表委員)

新しく選出された役員を代表して私の方からひと言、ごあいさついたします。2日間の討論を通じて、方針提起を具体的な形でさらに発展をさせていただくという内容が煮詰まってきた大会だったと思います。そういう中で新しく代表委員制度に基づき、4人の代表が選ばれました。たまたま吉村先生は、群馬の会議のため今朝帰られ、今日は出席できませんでしたが、4人の代表委員制度のもと、みなで具体的な論議を行い、全体の活動がすすむようにとりくみたいと思います。ただ、やはり組織というのは、事務局長を要として事務局が組織や情勢を掌握して、方針そのものに関わり、組織全体

に目配せ等々も含めて、やっていくことが私は大事なことだと思っています。そういう点では、今大会で選出された常任幹事と幹事の方々も含めて、本部(センター)に集中し、さまざまな情報や意見等も日常的にも伝わりやすい、そういう組織運営をめざしていただきたい。その点において大きな意味合いでの代表委員の私たちなりの役割を果たしていきたいと思っています。

大勢の方々がそれぞれ役割を地域でもっておられる、あるいは諸団体に関わっての役割を持つておられる、複合的な取り組みを展開していくという時代をつくり上げてきたと思う。かつての部落解放運動に集中してきた取り組みから、時代の要請、部落問題解決の進展からふくめて、いろんな役割を担う人たちが今の人権連に関わっても大きな任務をもちやられていっていると思います。そういう役割を全国組織の中に、地域のいろんな活動などお互いに認め合う中で、共通基盤としてやっていく組織づくりが、今、改めて必要ではないかと思っています。

とくに2016年12月6日の参議院・法務委員会での参考人質疑のとき、たとえば八鹿高校事件の問題など具体的に追

究されて「附帯決議」に結び付いた。八鹿でのああいうたたかいがあったからこそ今日の成果です。長い戦後からいろんな取り組みを通じて、その中で部落解放運動も大きく前進をさせることができた。その到達点を踏まえ、いろんな組織体制に変えてきたが、それが今の時期に新しい形でさらに発展できるかどうか、その点では多くの仲間と手をつなぎ、市民間での分断を許さないという組織として、さらに発展させていく。このことが安倍改憲路線に対してもきちつと対峙する大きな力になるのではないかと思います。私たち新役員もがんばりますので、引き続き各県でもよろしく願います。

閉会のあいさつ(橋本忠巳 代表委員)

ひと言、閉会のごあいさつを申し上げます。2日間にわたる大変熱心積極的な討論によりまして、大会は成功裡に終えることができました。ありがとうございます。この別府大会、非常に歴史的なすばらしい大会であったと思います。大分県連、また九州ブロックの皆さんには何かとお世話になりました。ありがとうございます。

きょうは是非、別府のすばらしい温泉

にゆっくり浸って、すっかりエネルギーを蓄えていただき、運動の困難さはありますが力をあわせて皆さん、がんばりましょう！ありがとうございます。

〈特別決議〉

憲法改悪を許さず「3000万署名」の推進を

第2次世界大戦、日本によるアジア侵略は敗戦によって幕を下ろし、戦後、様々な困難を抱えながらも国民主権、議会制民主主義、平和主義、基本的人権の尊重を謳った日本国憲法が誕生し、平和のうちに70年余が経過した。

戦後70年余の歴史は、戦争の悲惨さや愚かさ、平和の大切さ、そして「人権」の重要性を改めて認識させ、戦後憲法の下で主権者としての自覚と役割、民主主義の醸成と定着を図りながら社会進歩をめざす歩みであった。

また、この70年余は同時に戦前帰還を狙う改憲勢力とのたたかいの歴史でもあった。

そうした中で、新自由主義思想と結び

ついた第1次安倍内閣によって、教育基本法改悪、学習指導要領改悪が行われ、第2次安倍内閣では、特定秘密保護法、集団的自衛権行使容認の閣議決定、「安保関連法案」という名の「戦争法」、辺野古新基地建設、日米軍事同盟の再強化、自衛隊法改悪など「戦争できる国づくり」が国民の反対世論を無視して進められ、国民生活に直結する医療、介護、年金、社会保障などは相次いで削減されてきた。

「森友・加計」など、文科省、国交省、財務省を巻き込んだ安倍内閣をめぐる政治の私物化や自衛隊日報隠ぺい、厚労省の裁量労働制にかかわるデータねつ造などに対して国民的批判が広がる中でも、与党自民党と公明党とそれに同調する勢力は、数の力を背景に、安倍首相が展開する「憲法9条1項2項を残して、新たに第3項として自衛隊明記」に向けて策動を続けている。

憲法は、平和で安心安全な暮らしや、福祉、社会保障、教育、など様々な権利の基盤であり、法の下の平等と人権尊重に依拠した「部落問題」解決をめざす運動や営みの土台でもあった。

憲法への自衛隊明記は、9条1項2項

の打ち消しであり、自衛隊が武器弾薬を携え米軍とともに世界中どこでも戦争できる体制の恒常化であり、次なる憲法改悪へ道を開くものである。

憲法改悪反対を願う人々、安倍政治を許さない人々、憲法擁護を掲げる人々、戦争反対・平和を願う人々、保守革新の別なく、こうした思想信条や立場の違いを超えて、安倍首相の下で憲法9条に自衛隊明記を許さない、国会発議させないという思いが、「安倍9条改憲NO！憲法を生かす全国統一署名」いわゆる「3000万署名」運動として取り組まれている。

全国人権連も9条改悪発議を許さない立場で、全国各地で各都府県の憲法共同センターと連携して署名運動に取り組んでいる。いままさに憲法がかつてない危機的状况にある。

本大会方針に基づき、改憲勢力の策動を許さないため、「3000万署名」運動をもてる力を結集して成功させようではありませんか。
右、決議する。

2018年6月24日

全国地域人権運動総連合第8回定期大会

全国地域人権運動総連合 規約

前文

全国地域人権運動総連合は、地域社会で人権と民主主義、住民自治の確立をはかる多様な住民運動を包含する恒常的な全国組織である。様々な階級・階層の人々によって構成されている地域社会には、生活の共同性と地域性にもとづく社会関係から生み出される多様な人間的要求が存在する。

地域社会を基盤とする人権確立の住民運動は、多様な人間的要求を地域社会で権利として実現し花ひらかせるものである。

全国地域人権運動総連合は、日本社会における人権確立運動の積極的なたたかいの伝統を受け継いで憲法を暮らしに生かし、地域社会と居住者の権利を擁護し創造する運動を展開する。

第1条 (名称・所在地)

(1) この会は全国地域人権運動総連合とい、略称を「全国人権連」、英語名 (NATIONAL CONFEDERATION OF HUMAN RIGHTS MOVEMENTS IN THE COMMUNITY)、国際的呼称は (Zenkokujinkenren) とする。
(2) 事務所を東京都内におく。

第2条 (組織)

(1) この会は、この会の規約を承認する都道府県組織 (以下「県組織」) およびこれに準ずる組織によって構成し、都道府県に一つの組織が中央に加盟できる。ただし規約を承認する全国組織及び個人も賛助組織ならびに賛助会員として直接中央に加盟できる。

第3条 (目的)

この会の基本的な目的は次の通りである。

(1) 憲法改悪に反対し、諸要求の実現と生活破壊の悪政とたたかい、教育や福祉の充実を図り、人権と民主主義、住民自治が尊ばれる人間らしい生活ができる地域社会を実現する。

(2) 非営利活動組織 (NPO) をはじめ地域の自主的協同組織などと共同の運動に取り組み、住民相互の助け合いの輪を広げ、住民の民主的連帯をつちかう。

(3) 住民が主人公の地域民主主義の前進と、町内会・自治会の民主化や「地域づくり支援センター」を発展させる。

(4) 差別撤廃・人権確立の歴史的教訓に学び、部落解放運動で培われた民主的伝統を継承し、「解同」問題の社会的克服をはじめ、部落問題解決の逆流を許さず、住民が連帯と平和、安全の内に生活できる地域社会をつくりだす。

(5) 住民を教化の対象にする官製「人権」や排外主義的な「差別」論の押しつけ、内心の自由に踏み込む「人権教育・啓発」をやめさせ、地域での住民運動や自主的学習活動を通じて、憲法が保障する人権の擁護と更なる発展をめざす。

(6) 社会進歩と民主主義の発展を願う国民的な協力・共同に連帯し、住民本位の地域づくりへの政治的保障の確立をはかる。

第4条 (事業、活動)

この会は、基本的な目標実現のために次の事業と活動をおこなう。

(1) 国・自治体に対する請願・交渉

(2) 地方組織との連絡、連携

(3) 運動の発展に必要な情報の収集と提供、調査研究、学習交流

(4) 政策集団 (シンクタンク) の組織化と連携による「地域社会における権利憲章」等の政策提言

(5) 機関紙誌およびその他の出版物の発行
(6) 非営利活動組織や民主団体ならびに労働組合との連携

(7) 国連や国内外の人権団体との友好提携
(8) 「たすけあい共済会」の組織化や共通の要求に基づく共同事業

(9) その他、この会の目的達成に必要な活動

第5条 (加盟、脱退および権利、義務)

(1) 本会への加盟は、当該組織の加盟議決の証明と別に定める分担金を添えて代表委員に申し込むものとする。加盟は幹事会によって可否を検討し、加盟資格は幹事会で承認され分担金を納めたときに生じ、次期大会に報告する。

(2) この会の規約を承認する組織が同一都道府県内に複数存在する場合、県組織を結成する。

(3) 県組織を結成するに至らない所においてこの会の規約を承認する組織と個人は直接加盟できる。

(4) 本会加盟組織の自主性は尊重され、その地位と権利はすべて規約のもとに平等である。

(5) 県組織およびこれに準ずる組織や賛助組織ならびに賛助会員は、この会の機関決定と社会的民主的道義を尊重し、この会の目的達成のために活動する。

(6) 県組織およびこれに準ずる組織や賛助組織ならびに賛助会員は、この会の機関に対し、提案、質問の権利をもつ。なお、賛助組織ならびに賛助会員は大会にオブザーバーとして出席し、意見を述べるができる。

(7) 県組織は定期的に大会を開き、この会の目的を実現するために、具体的な活動方針を決定する。

(8) 加盟組織と賛助会員は、本会の分担金を納入しなければならない。なお、一年以上理由なくして分担金を納入しなかったときは、幹事

会の議を経て本会を退会したものとし、次期大会で承認を受ける。

(9) 加盟組織の会員は、この規約のもとに平等であり思想、信条、政党支持、政治活動の自由は保障される。

(10) 本会から脱会する場合は文書で届けなければならぬ。この場合、既に納入した分担金は返却しない。また財産上その他、一切の権利を失うものとする。

第6条（機関）

本会の機関は、大会、幹事会、常任幹事会とする。

第7条（大会）

(1) 大会は、本会の最高決議機関で、2年に1回開催するものとし、幹事会の議決を経て代表委員が招集する。

(2) 幹事会が必要と認めたとき、または、加盟組織の3分の1以上が要求したときは、臨時大会を開催する。大会を招集するときは、加盟組織に対して30日前までに日時、場所、付議事項を通知しなければならない。ただし、臨時大会はそのかぎりではない。

(3) 大会は、代議員と役員をもって構成し、代議員と役員の委任も含む2分の1以上の出席によって成立する。付議事項は、特に定めた事項以外は、出席者の過半数をもって決議する。

(4) 代議員は、県組織およびこれに準じる組織で選出する。代議員の数および選出基準は、その会員数を勘案して幹事会で決める。

(5) 大会は、次の事項を審議決定する。

- 1 活動報告および運動方針
- 2 決算および予算
- 3 役員の選出
- 4 規約の改廃（ただし、この事項の議決

は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする）

5 その他必要な事項

第8条（幹事会）

(1) 幹事会は、大会につぐ決議機関で、常任幹事会の議決を経て、代表委員が招集する。

(2) 幹事会は、代表委員、常任幹事、事務局長、事務局次長、幹事および監査で構成し、委任も含む2分の1以上の出席によって成立し、大会の決定にもとづき会の運営について協議決定する。

第9条（常任幹事会）

(1) 常任幹事会は、代表委員、常任幹事、事務局長、事務局次長で構成し、大会や幹事会の決定にもとづいて日常的な業務の執行および緊急事項の処理にあたる。

(2) 常任幹事会は、必要に応じて代表委員が招集する。

第10条（役員）

(1) 本会に次の役員をおき、大会で選出する。役員の選出方法は別に定める。

- 1 代表委員 若干名
- 2 事務局次長 1名
- 3 事務局次長 若干名
- 4 常任幹事 若干名
- 5 幹事 若干名
- 6 監査 若干名

(2) 本会に顧問を置くことができる。顧問は常任幹事会が推薦し、大会に報告し承認を求め

(3) 役員の任務は次の通りである。

- 1 代表委員は、この会を代表し、業務を

分担統括する。

2 事務局次長は、事務局を統括し、日常の業務を処理する。

3 事務局次長は、事務局次長を補佐し、事務局長に事故があったときはその任を代行する。

4 常任幹事および幹事は、それぞれ任務を分担し、その任をはたす。

5 監査は、年1回財務を監査し、大会に報告する。また監査の結果について必要な機関に意見を述べることができ

(4) 役員の任期は大会より次の大会までとし、再任をさまたげない。

(5) 本会職員の任免または業務の委託などについては、常任幹事会の議を経て議長が行う。

第11条（財政）

(1) 本会の会計年度は4月1日から翌々年3月31日までとする。会計処理については別に定める。

(2) 経費は、機関紙誌購読料を含む会費や加盟組織の分担金および賛助会員の会費、事業収入、寄付金などによってまかなう。

(3) 分担金は、加盟組織の世帯数を勘案し大会で決定する。中央組織や賛助会員の会費分担金は別に定める。

第12条（付則、発効）

(1) この規約に定められていない事項は、常任幹事会が大会決議とこの規約の精神にもとづいて処理することができる。

(2) この規約は、2004年4月4日より発効する。

(3) この規約は、2018年6月23日より発効する。